

1 出席停止とは

学校は、集団で生活する場所であるため、感染症が蔓延しやすい環境です。そのため、学校保健安全法の規定により、生徒が学校感染症にかかっていたり、その疑いがある場合は、「出席停止」という予防措置をとることになっています。

2 出席停止に関わる手続き

- (1) 医師から学校感染症と診断された場合は、直ちに学校へ連絡してください。
 - ①診断名 ②休むよう指示された期間 ③受診医療機関名
- (2) 出席停止期間の基準は決められていますが、病状は個人により異なるので、医師の診断に基づき登校の許可が出るまでは家庭で十分に休養してください。
出席停止期間は、欠席の扱いにはなりません。
- (3) 医師から登校許可が出たら、下記のように学校所定の用紙を用意して学校へ提出してください。
 - ①インフルエンザ以外の学校感染症の場合
学校所定の用紙「登校許可証明書」に、「休むように指示された期間」等を医師に記入してもらってください。
 - ②インフルエンザの場合
学校所定の用紙「登校願」に、保護者が「休むように指示された期間」等を記入してください。また、受診したことを証明できるもの（領収書、薬袋等）を用意してください。
- (4) 回復して登校する際は、登校直後に、「登校許可証明書」または「登校願（受診したことを証明できるものを添付）」を担任へ提示した上で保健室で手続きをしてください。保健室では「出席停止届」（教務・担任提出用）用紙を発行します。
- (5) 「登校許可証明書」および「登校願」の用紙は、次のいずれかの方法で受け取ってください。
 - ①本校ホームページ ②F A X ③郵送

3 学校において予防すべき感染症の種類

分 類	該当する感染症
第1種	重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルス）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス H5N1 型）等
第2種	インフルエンザ，百日咳，麻しん（はしか），流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），風しん（三日ばしか），水痘（水ぼうそう），咽頭結膜炎（プール熱），結核
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎（はやり目），急性出血性結膜炎（アポロ病），その他の感染症（溶連菌感染症，ウイルス性肝炎，手足口病，伝染性赤斑，ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，流行性嘔吐下痢症）等